⑸　帯域外領域における送信相互変調積探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅及び分解能帯域幅は、試験機器が発射可能な周波数帯域の区分に応じて、次表のとおりとする。

周波数帯域	チャネル間隔	掃引周波数幅	分解能帯域幅
700MHz帯、800MHz帯及び900MHz帯	５MHz	搬送周波数±（12.55MHzから22.5MHzまで）	100kHz
	10MHz	搬送周波数±（15.05MHzから30.0MHzまで）	
	15MHz	搬送周波数±（17.55MHzから37.5MHzまで）	
	20MHz	搬送周波数±（20.05MHzから45.0MHzまで）	
1.5 GHz 帯、1.7 GHz 帯 及び2.0GHz帯	５MHz	搬送周波数±（13.0MHzから22.5MHzまで）	１MHz
	10MHz	搬送周波数±（15.5MHzから30.0MHzまで）	
	15MHz	搬送周波数±（18.0MHzから37.5MHzまで）	
	20MHz	搬送周波数±（20.5MHzから45.0MHzまで）	

イ　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅と同程度
ウ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間
エ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
オ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
カ　データ点数　　400点以上
キ　掃引モード　　単掃引
ク　検波モード　　ポジティブピーク

⑹　帯域外領域における送信相互変調積振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　不要発射周波数
イ　掃引周波数幅　　０Hz
ウ　分解能帯域幅　　⑷の掃引周波数幅、700MHz帯、800MHz帯及び900MHz帯：100kHz
⑸の掃引周波数幅のうち、1.5GHz帯、1.7GHz帯及び2.0GHz帯：１MHz